

青森県報

第三千四百四十三号

平成二十一年
十月二日
(金曜日)

目 次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(健康福祉課)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高齢福祉保険課)	三
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同)	三
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同)	三
家畜体内受精卵移植講習会の開催……………	(畜産課)	四
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………	(水産振興課)	四
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営支援課)	四
右 同……………	(同)	五
土地改良区の解散……………	(農村整備課)	六

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………	(中 南 地 域 民 局)	六
右 同……………	(三 八 地 域 民 局)	六
右 同……………	(西 北 地 域 民 局)	六
右 同……………	(同)	六
右 同……………	(同)	六
右 同……………	(同)	七
土地改良区の管理規程廃止の認可……………	(上 北 地 域 民 局)	七
右 同……………	(同)	七
監査委員……………	(事 務 局)	七
包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………	(同)	七
正 誤……………	(上 北 地 域 民 局)	八
平成十七年五月二十五日定例出先機関中……………	(同)	八

告 示

示

青森県告示第六百三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		
瑞翔会 医療法人	秀豊会 医療法人	瑞翔会 医療法人	秀豊会 医療法人	社会福祉 法人みや ぎ会		社会福祉 法人みや ぎ会		八戸市南 戸市南類 生活協同 組合		八戸市南 戸市南類 生活協同 組合	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
"	"	五字八の 一	上北郡東 北野	三ヶ尻池 内町九六 の鴨		三ヶ尻池 内町九六 の鴨		七家一丁 目一		七家一丁 目一	所 在 地	主たる事 務所在地
管理指導 居宅療養			訪問看護	訪問介護		訪問介護		訪問看護		訪問看護	類 別	居 宅 介 護 事 業 者 種 類
旭日クリ ニツク	上北クリ パーク ニツク	旭日クリ ニツク	上北クリ パーク ニツク	みやぎ パース ンテリス ィョス		みやぎ パース ンテリス ィョス		生活協同 組合生協 訪問看護 センター 虹		生活協同 組合生協 訪問看護 センター 虹	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
"	"	五字八の 一	上北郡東 北野	八戸市大 字七の一		八戸市大 字三の二 観音		八戸市南 戸市南類 七家一丁 目一		八戸市南 戸市南類 六家一丁 目一	所 在 地	所 在 地
"	"	三・六 五		三・七 一		三・七 一		平成 二〇・九 二四		平成 二〇・九 二四	変 更 日	年 月 日

青森県告示第六百三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
瑞翔会 医療法人	秀豊会 医療法人	瑞翔会 医療法人	秀豊会 医療法人	社会福祉 法人みや ぎ会		名 称	介 護 予 防 事 業 者
"	"	五字八の 一	上北郡東 北野	三ヶ尻池 内町九六 の鴨		所 在 地	主たる事 務所在地
介護予防 居宅療養 管理指導			介護予防 訪問看護	介護予防 訪問介護		類 別	介 護 予 防 事 業 者 種 類
旭日クリ ニツク	上北クリ パーク ニツク	旭日クリ ニツク	上北クリ パーク ニツク	みやぎ パース ンテリス ィョス		名 称	介 護 予 防 事 業 所
"	"	五字八の 一	上北郡東 北野	八戸市大 字七の一		所 在 地	所 在 地
"	"	三・六 五		平成 三・七 一		変 更 日	年 月 日

青森県告示第六百三十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

株式会社 こどもり	北津軽郡中 泊町大字小 一〇の二〇	介護予 防訪問	こどもり ヘルパー センター	北津軽郡中 泊町大字小 一〇の二〇	平成 三・七一	平成 三・八一
有限会社 クマユミツ	五所川原市 三下枝一 字の六	介護予 防訪問 看護	五所川原 中央訪問 看護ステ ーション	五所川原市 三下枝一 字の六	三・八三	三・八三
小田嶋亮	青森市安方 五丁目三 の五	介護予 防居室 療養管 理指導	小田嶋 歯科医 院	青森市安方 五丁目三 の五	三・九二 四	三・六二

青森県告示第六百三十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成二十一年十一月五日から同月三十日まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

二 開催場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人員及び受講対象者

十五人以内。ただし、牛について家畜人工授精師の免許を有する者及び家畜人工授精講習会修業試験に合格した者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十一年十月二十三日までに所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書用紙は、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第六百三十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

「第八十八条第一項、第八十八条の二第三項並びに第八十八条第二項及び第三項」を「同項第二号口、第八十八条第三項及び第八二十五条の三第一項第二号」に、「第八十八条第三項（同令第八十八条の二第三項、第九十九条第九項及び第十六条第三項）」を「第七條第三項（同令第八條第三項、第九條第七項、第十五條第三項及び第十八條の五第四項）」に改める。

二の表の次に次のように加える。

三 法第百十四條第三号に掲げる養殖業

小割り式さけ・ます養殖業

加入区名称 水域

大畑町加入区 東特区第二十三号漁業権の漁場の区域

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
MAXデンコードー弘前店 弘前市大字高田二丁目一の	ツタヤ・ワンダーグー弘前店 弘前市大字高田二丁目一の	平成 二〇・三・二〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目七の一〇

代表取締役 井上元延

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目七の一〇

代表取締役 井上元延

四 届出年月日

平成二十一年九月十一日

五 届出書の縦覧

1 場 所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期 間

平成二十一年十月二日から平成二十二年二月二日まで

3 時 間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年二月二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツタヤ・ワンダーグー弘前店

弘前市大字高田二丁目一の

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目七の一〇

代表取締役 井上元延

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置の施設に関する事項	区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
駐車場の位置及び収容台数		二八一台	二七三台（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成 三・三・三

四 届出年月日

平成二十一年九月十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十一年十月二日から平成二十二年二月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年二月二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の解散

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第一号の規定により、平館村土地改良区は、平成二十一年九月二十五日解散したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、石川土地改良区の定款の変更を平成二十一年五月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月二日

中南地域県民局長 佐 藤 修

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、中市筒口土地改良区の定款の変更を平成二十一年五月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月二日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を平成二十一年五月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月二日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、廻堰

大溜池土地改良区の定款の変更を平成二十一年五月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月二日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を平成二十一年六月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月二日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を平成二十一年四月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良区の管理規程廃止の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、稲生川土地改良区の中里川頭首工管理規程の廃止を平成二十一年四月二十二日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十一年十月二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

中里川頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正取水水位によりかんがい取水を行い、毎年四月一日から九月十五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、堤体観測のために必要な設備、管理のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡、情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工地点における河川の水位及び取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に關し必要な事項を記録し、毎月十日までに前月分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二日

- 青森県監査委員 泉 山 哲 章
- 青森県監査委員 元 木 篤 子
- 青森県監査委員 相 川 正 光
- 青森県監査委員 三 橋 一 三

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所

佐藤孝児	青森市大字西田沢字浜田一の二八
櫻田政信	青森市大字野木字山口八七の三

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成二十一年十月五日から平成二十二年三月三十一日

正
誤

上北地域県民局

発行年月日 平成二十一年 十月五日	発行番号 第2481号	区分	ページ 七	段 上	行 表中	誤 字高館	正 大字大落瀬字高館
-------------------------	----------------	----	----------	--------	---------	----------	---------------

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭